

## 平成22年度第6回行財政改革審議会会議録

### 日 時

平成22年11月2日(火)午後2時～午後4時30分

### 場 所

流山市役所第1庁舎4階 第1・第2委員会室

### 出席委員

井原委員、小口委員、金子委員、小嶋委員、洞下委員、古内委員、井上委員、上平委員、近藤委員、田中委員、寺澤委員

### 傍 聴 者

なし

### 欠席委員

籠委員、大輪委員、林委員、櫻井委員

### 関係部署（行財政改革実行プロジェクトチーム）

遠藤技師、山崎主査、鈴木主任主事、上山主事、岩井事務員  
杉原事務員、皆川事務員

### 事 務 局

染谷総合政策部長、山田行政改革推進課長、浅水係長、秋元主査  
高野主事

### 議 題

- ・業務委託基準の策定について
- ・新しいプランによる行財政改革の取組みについて

### 議事内容

別添議事録のとおり

### 添付資料等

- 資料1「業務委託基準の策定に係る意見書」〔答申書案〕
- 別紙「委員からの追加意見」
- 資料2「新しいプランによる行財政改革の取組みに係る資料」
- 資料3「答申イメージ案」
- 資料4「新しいプランによる行財政改革の取組みに係る意見書」

## 議事録(概要)

(会長)

### 開会宣言

本日は、議題1「業務委託基準の策定について」と議題2「新しいプランによる行財政改革への取り組みについて」を議題とする。

まず、議題1については、前回の意見交換の結果を反映させた「答申書案」について、審議会として最終確認を行うこととする。

議題2については、市で策定を進めている「行財政改革プラン」の基本理念や構成について事務局から説明を受け、答申書の構成等について確認を行うこととしたい。

また、策定を進めている「行財政改革実行プロジェクトチーム」が当審議会から、市民目線での意見やアドバイスをいただきたいとの要望が事務局を通じてあったことから、後ほど意見交換を予定しているが、本日の詳細について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

議題1については、前回の審議会で、統合すべき事項、表現の修正事項、削除すべき事項等の審議結果を基に「資料1」として、答申書案を取りまとめたものと、審議会後に追加意見があったことから「別紙」として送付した。

このことについて、本日は、資料1と別紙を基に更なる加除について、確認していただきたい。

次に議題2については、平成17年度から平成21年度までの5年間の「新行財政改実行プラン」が終了し、現在、これに代わる新たなプランの策定を行っている。

プランの策定に当たっているのは、若手・中堅職員で構成する「行財政改革実行プロジェクトチーム」である。

資料2の1枚目上段部分には、策定中のプランの基本理念や、コンセプトを掲載している。

また、下段には前プランのほうしんや改革項目と新プランのコンセプトとの関連性について示している。

なお、2枚目以降は、前プランの改革項目ごとの総括を参考に紹介しているものである。

(会長)

それでは、議題1「業務委託基準の策定について」の審議に入ることとした  
い。

まず、最初に「別紙」の追加意見について、答申書に入れるかどうかについ  
て意見を伺いたい。

(委員)

「別紙」に記載した事項について、補足したい。

- 国、独立行政法人、機構及び財団等を除く - とした意図としては、  
「自分たちの課題は自分たちで解決していく」という精神が、指定管理者制度  
の根幹になるべきと考える。

このような考えでないと、市民との協働も発展もせず、既存の天下り財団に  
陥りかねないのではないか。

(会長)

法律との整合性はいかかが。

(事務局)

指定管理者制度導入に係る指針では、「団体についての制限は行わない」と  
されていることから、“ を除く”は制限なりうる恐れがある。

(委員)

アウトソーシングは、指定管理だけではなく、ノウハウを備わった団体でないと  
ならない。その場合、「別紙」にあるような特定の団体を排除することは明記すべきで  
ない。

(委員)

コストとサービスの面で優れていれば問題はない。また事前評価や検証によっ  
て受託団体を管理すれば問題はない。よって、追加意見にある特定の団体を排  
除することを明記すべきでない。

(委員)

「財団等の除外」の記載が困難であれば、「流山市民で構成する活動団体を

優先する」といった旨を追加することはできないか。

(委員)

同条件であれば、市内が優先されることになっている。

また、同様の意見については、前回の会議で議論し、答申書に明記しないこととしている。

(会長)

それでは、この追加意見については、答申書に明記しないことではいかかがか。

～全委員 了承～

では、資料1についての確認を行うが、意見はいかかがか。

(委員)

2の事前検証の視点と留意点にある～目的と効果を明確して上で～とあるが、この目的や効果とは何なのかが伝わらないと思われるので、文言を修正してはいかがかがか。

例えば、～目的を十分理解し、以下の事項についての効果が期待できることを検証すること～としては、どうか。

(会長)

この意見については、視点や留意点を分かりやすく記載することであるため、委員からあった内容に修正することでよいか。

～全委員 了承～

(委員)

答申の内容ではないが、業務委託基準は、指定管理を想定しているように思われるが、指定管理者制度以外の業務委託については、別途基準を策定するのか。

(事務局)

基本的には、指定管理以外も想定して策定している。但し、既存以外の制度が法改正により発生した場合は、見直しも必要である。

(会長)

他に意見があれば伺いたい。

(委員)

7(4)の～必要に応じて関係機関に審査を～とあるが、“関係機関”とはどこの何を指しているのか。

(事務局)

前回の資料1の6に“客観的な評価、成果の検証、問題点の整理については、困難な面も多いため、第3者機関が実施に任せることも検討してはどうか”とある第3者機関を関係機関と置き換えたものである。

(委員)

アウトソーシングで何か疑義が生じた場合、第3者機関＝関係機関に依頼するというのでは、答申の文章表現としては不明瞭である。

(委員)

この“第3者機関”や“関係機関”はコンサルタントなどを指しているのではないか。

行政側だけで分からない部分については、専門知識のある者や専門業者に意見を伺うことは良いのではないか。

(委員)

“関係機関”ということばであると、同じ視点の持つ機関と思われることから、表現を“中立的な第3者機関”という限定的な言葉にすることでいかがか。

また、“前例のない”とあるのも“新規に”という言葉に代えてはいかがか。

(会長)

委員からの案が示されましたが、修正してよいか。

～全委員 了承～

(委員)

5の(1)に - 市としての監督責任 - とあるが、実際に監督責任の中身については、触れていないため、新たに(5)として、 - 市及び第3者機関に業務監査を行うこと - を追加してはいかがか。

(委員)

監督責任というのは、全てを含むことになる。答申書に詳細な事項までの記載は複雑になる恐れがあるので、明記する必要はないのではないか。

(事務局)

市では、定例監査が実施されており、監査委員から質疑等がなされ、結果についても公開している。

(委員)

公開されているのであれば、(5)に関する追加意見は不要である。

(会長)

それでは、意見も出揃ったようなので、これまでの意見を反映させて、答申書の作成を行うこととする。

なお、事務局に最終答申書案として、体裁を整えたものを委員に送付し、最終的には正副会長に文言の確認を行うことでいかがか。

～全委員 了承～

それでは、答申までのスケジュールについて、事務局から説明願いたい。

(事務局)

本日の意見を整理した最終答申案については、今週末頃までに送付し、また、正副会長への最終確認は、今月末に行っていただく予定。

答申日については、市長のスケジュールの都合により、12月17日(金)午後1時からを予定としたい。なお、当日は午後2時より第8回審議会も開催予定であるため、都合がつく委員は答申への出席をお願いしたい。

(会長)

それでは、議題2「新しいプランによる行財政改革の取組み」について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

- 資料2 - について説明
- 資料3、資料4及び参考資料(平成21年度答申書【新たな新行財政改革実行プランの策定について(答申)】)を配布

(会長)

事務局の説明に対しての質問があれば伺いたい。

(会長)

この「新しいプランによる行財政改革の取組み」の諮問に対して、本審議会として答申書を作成するが、先ほどの事務局からの説明によると、具体的な改革項目については、若手・中堅職員で構成する「行財政改革実行プロジェクトチーム」が作成し進めるという認識でよいか。

また、審議会としては、改革項目について議論を進めるのではなく、資料2にある3つのコンセプト毎の〈取り組みの視点と留意事項〉について議論を行い、その結果を答申書として整理していくことでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

取り組みの視点と留意事項については、資料2を参考に、委員から意見を伺うこととしたい。

(会長)

この諮問に対する答申書を策定するまでのスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

次回、第7回審議会は、11月19日(金)に開催を予定している。各委員には、資料4「新しいプランによる行財政改革の取組みに係る意見書」を活用し、各コンセプトの改革への取り組み視点や留意事項について記載し、11月16日(火)

までに提出していただきたい。

そして、第7回審議会では、いただいた意見を基に資料を作成し、意見の取捨選択、統合などの集約審議を行い、討議内容を反映したものを「答申案」として委員に送付する。

その後、12月17日(金)に開催する第8回審議会において、文言等の確認を行い、「最終答申案」として確定をし、年末から年明けにかけて、正副会長へ最終確認を経て市長への答申を行うこととしたい。

(会長)

事務局の説明に対しての質問があれば伺いたい。

- 特になし -

(事務局)

それでは、本日この後、審議会委員の皆様から市民目線での意見やこれまでの経験を踏まえたアドバイスを実際にプランの改革項目を策定している、行財政改革実行プロジェクトチームとの意見交換の実施をお願いしたい。

行財政改革実行プロジェクト代表メンバー入室 -

- 自己紹介

- 意見を求める事項について説明 -

~ 相互意見交換 ~ (約45分間)

(事務局)

それでは、時間となりましたので意見交換を終了としたい。

- 行財政改革プロジェクト代表メンバー退室

(会長)

次回の審議会の開催について連絡願いたい。

(事務局)

第7回の審議会は、11月19日(金)午後2時から開催したい。なお、審議会の開催については後日通知することとしたい。



(会長)

それでは、以上で第6回行財政改革審議会を閉会します。

以上

平成22年11月2日

流山市行財政改革審議会

会長 井上 菊夫

## 業務委託基準の策定に係る意見書【答申書案】

### 1. 検証の時期について

アウトソーシング前後の検証が必要であり、市民が直接サービスを受ける業務においては、必要に応じて実施期間中の検証を加えること。

### 2. 事前検証の視点と留意点

アウトソーシングの検討にあたっては、目的と効果を明確にした上で、以下の事項について市が実施する場合との比較検証を行うとともに、受託者の遂行能力や執行体制について十分に検証すること。

#### (1) 行政が実施する場合との比較

サービス水準の向上

市民のニーズに的確に対応し、サービスメニューの充実等が図られ、利便性の維持と向上が期待できるか。

コスト削減

人件費、事業費の縮減が期待できるか。

効率性

専門的な業務への対応、事務処理の迅速化や効率化が期待できるか。

創造性

従来の手法にとらわれることなく、時代の変化に即した市民のニーズを的確に満たすための革新的で独創的なアイデアに基づく業務提供の期待ができるか。

市民との協働

市民の自主活動の醸成と自治意識の高揚が期待できるか。

#### (2) 受託者の遂行能力・執行体制の的確性

経営財務状況、受託実績

社内教育体制、研修制度

公共性の認識度

コンプライアンスプログラムの有無

情報セキュリティ体制

環境配慮への対応状況

## 市民への雇用機会

### 3．実施期間中の検証の視点と留意事項について

業務実態に差異が生じる恐れがあることを想定し、途中で契約内容の変更が可能となるよう、予め受託者との間で確認をしておくこと。

また、市民が直接サービスを受ける施設運営などの業務においては、「指定管理者制度に係る施設利用の満足度調査実施要領」に基づいた検証を徹底すること。

### 4．事後検証の視点と留意事項について

事後検証にあたっては、事前検証において期待された効果が得られたかについて確認すること。なお、市民サービスの向上についての検証は、利用者アンケート等を適宜実施し、その結果を活用すること。

### 5．事業の委託にあたっての留意事項について

- (1) アウトソーシングの実施目的の達成について随時、検証・確認を行うこと。なお、検証・確認にあたっては、必要に応じて点数化を導入すること。
- (2) アウトソーシングの実施後においても、市としての監督責任は存続するため、受託者との間で予め、責任区分を明確にすること。また、業務の実施過程においても市の監督権が機能できるようにすること。
- (3) 受託者選考にあたっては、受託金額だけでなく、実績や実施体制、自発的な提案内容など、総合的な評価を経て行うこと。
- (4) 委託による煩雑な行政事務が発生していないかを確認すること。

### 6．「業務委託基準」の構成・内容について

- (1) 「業務委託基準」はアウトソーシングの規範的な存在であるため、行政職員全てが理解でき、積極的なアウトソーシングに向けた可能性の検討を進められる内容と構成となること。

- (2) アウトソーシングの意義や効果を理解した基本姿勢が具体的に示され、かつ市民にもその必要性を十分に理解してもらう必要があることから、平易なダイジェスト版も合わせて策定することが望ましい。

## 7. その他（提言・要望事項）

- (1) 各事務事業については、客観的に手法別にアウトソーシングの可能性(「公務員でしかできない分野」「市民と協働する分野」「市民が担う分野」)についての整理を行うべきではないか。そして、事業をアウトソーシング化する際には、予め対象事業ごとに改廃条件を整理し、安易な継続更新の防止を図ること。また、アウトソーシングの更新時には、改廃条件に基づき事業の抜本的な見直しを行うべきではないか。

- (2) 市民が直接サービスを受けることとなるアウトソーシング事業や施設については、いつでも相談・苦情ができる担当窓口先を明記しておくことを徹底していただきたい。

- (3) 行政側は直接的なメリットだけでなく、民間の参入機会の拡充による地域雇用の推進、市民との協働（業務参加型まちづくり）の推進といった効果についても説明することにより、アウトソーシングについて理解を求めてはどうか。また、受託者となりうる市民団体、NPOの育成についても注力していただきたい。

- (4) 前例のないアウトソーシングを実施する場合や、継続更新に疑念が生じる場合あっては、必要に応じて関係機関に審査を依頼するなど、不適切なアウトソーシングの抑制、効率的なアウトソーシングの実施を図ってはどうか。

- (5) 行政が行っている公共サービスをタテ割りの発想に加え、ヨコ割りの発想を取り入れ、各部課単位では、委託する基準に達していない業務もヨコ串を入れることで、十分委託の効果が見込める事業を見つけ出せることもあるので、そういった視点の切り替えの工夫が必要である。

参考(1)・・・旧 + + + (2)・・・旧 (3)・・・旧 +  
(4)・・・旧 (5)・・・旧

## 委員からの追加意見がありました

第5回審議会後（10月25日）、事務局宛に委員から以下のメールが届きましたので、答申書に取り入れるかについて第6回審議会にて検討願います。

### メールの内容

#### 2. 事前検証の視点と留意点

##### （2）委託者の遂行能力、執行体制の的確性

追加 国及び地方自治体出資の法人、公共的団体、独立行政法人、機構、及び、  
国と特に密接な関係がある特例民法法人、それに類する財団法人を除く。

従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」への移行、又、最近の「新しい公共」の考え方を取り入れ、流山市の新しい業務委託基準書に明記してはいかがか。



前プラン (H17~21 の総括)

**方針 2 財政の健全化を目指します**

～ 分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化～

**ねらい**

- ・ 市民にとって分かりやすい財政状況の開示を図る。
- ・ 景気の変動に左右されない歳入、歳出の均衡を図る。
- ・ 特別会計について、独立採算性の観点の定着を図る。
- ・ 水道企業会計について、企業として経営の効率化の推進を図る。

**改革項目ごとの取組み**

・ 分かりやすい財政情報の提供 【財政調整課】

平成 17 年度から広報紙及び市ホームページで、「財政の現状と見通し」について市民に親しみやすい内容に心がけて情報提供に努めている。

・ 財政健全化に関する 4 つの指標の作成・開示 【財政調整課】

平成 20 年度から広報紙及び市ホームページで、新たな財政健全化法による 4 指標から得られる情報提供を実施している。

・ 財務 4 表の作成・開示 【財政調整課】

(行政コスト計算書の作成・開示、財政悪化防止策の強化)

平成 20 年度決算分から新たな会計制度(基準モデル)に基づく財務諸表を作成し、連結版の 4 財務諸表を議会、市民に公表している。

・ 財務指標の改善 【財政調整課】

3 社以上からの見積書の徴収、随意契約から競争入札へのシフト、予算残額の補正減処理により経費の節減を図るとともに、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めている。また、指定管理者制度や事業のアウトソーシングにより人件費の削減に努めている。

・ 受益者負担の見直し 【財政調整課】

公共施設利用者アンケート、パブリックコメントを実施したうえで、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」、「有料化ガイドライン」を作成(平成 19 年度)し、文化会館駐車場の有料化を皮切りに公共施設使用料適正化に努めている。

・ 企業誘致の促進 【商工課】

「企業立地の促進に関する条例」を制定・施行(平成 18 年度)し、「企業立地促

進奨励金」「雇用奨励金」「環境配慮型設備設置費助成金」等の優遇措置を整備し、市ホームページによる制度周知のほか、毎年20社程度の企業訪問等を継続的に実施している。

・市税収納率の向上 【税制課】

文書催告や電話催告による自主納付の強化、滞納処分の実施により収納率の向上に努めている。

・市営住宅使用料の徴収対策 【建築住宅課】

毎月の督促・催告、3か月以上滞納入居者に対する電話催告と臨戸訪問の実施により徴収強化に努め、効果を挙げている。

・保育所運営費負担金（保育料）の徴収対策 【保育課】

督促・催告書の送付、児童送迎時間における滞納保護者との直接面接の実施により、未納保育料の納入促進に努めている。

・市有財産や市発行物等を活用した広告収入の確保 【行政改革推進課】

「流山市広告掲出要綱」が施行（平成21年度）され、おおたかの森自由通路に屋外広告掲出を実施し、広告料収入を確保している。

・収納機関の拡大の検証 【行政改革推進課】

収納代行事業者の選考と基幹系システムの変更を実施し、平成22年度からコンビニエンスストアでの市税等の納付がスタートする。

・人件費の抑制 【人材育成課】

各種手当の見直し、給与構造改革に基づく給与表の改正、55歳昇給抑制、退職時特別昇給制度廃止、新規職員採用抑制により人件費の抑制に努めている。

・公用自動車のリース化・小型化の推進 【財産活用課】

平成17年度以降の老朽化に伴う新規車両の導入にあたっては、半数以上をリース車両、軽自動車としている。

・物件費の抑制 【財政調整課】

委託事業の仕様書見直し、随意契約から競争入札への移行、臨時職員の適正配置の強化により物件費の抑制に努めている。

・地方債発行の抑制（公債費の抑制） 【財政調整課】

平成17年度からの5年間の地方債発行総額は、12年度から16年度までの発行総額に対し10%削減を目標とし、地方債の発行にあたっては、償還元金以内の地方債発行に努めている。



・負担金・分担金の見直し 【財政調整課】

各種団体や協議会並びに県への負担金・分担金が適切に支出されているか判断するため、予算編成において示達事項に特別に加え、検討を指示している。

・補助金の見直し 【財政調整課】

すべての補助金について補助金等審議会に諮問し、答申を得てから予算化している。

・各種基金の見直し 【財政調整課】

基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行っている。

・土地取得特別会計の改善 【財政調整課】

首都圏新都市鉄道用地取得事業に係る地方債の償還金の終了に伴い、平成18年度で特別会計を廃止した。

・西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計の改善 【西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所】

土地区画整理事業の事業施行期間については、地盤改良工事の増加や家屋移転対応等に時間を要したため、平成20年度末から平成28年度末まで延伸するとともに、当面の事業資金となる借入金額等の変更を行った。

事業資金となる保留地処分については、世界的な経済不況等により厳しい状況にあるが、近隣商業地や住宅地の保留地処分を促進し、資金確保に努めている。

また、鱈ヶ崎地区の事業計画変更については、地元地権者の理解を得ながら費用対効果を含めた土地利用計画の見直しを進めている。

・国民健康保険特別会計の改善 【国保年金課】

弁明書の要求、納付相談、滞納整理等の実施による収納率向上に努めるとともに、栄養指導、ヘルスアップ事業等の予防事業の実施により、医療費抑制に努めている。

・介護保険特別会計の改善 【介護支援課】

要介護認定の適正化について、国における要介護認定制度の見直しに伴い、要介護認定調査の実施及び介護認定審査会における審査判定の偏り防止を目的に、平準化を目指した研修を介護認定調査従事者及び介護認定審査会委員を対象に実施した。

・老人保健特別会計の改善 【高齢者生きがい推進課】

レセプトの縦覧点検及び資格点検の実施により、過誤分診療報酬の回収に努める

とともに、保健師による重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導、健康づくりのリーフレット配付などの予防事業の実施により、医療費抑制に努めた。(老人保健制度が平成20年度で廃止)

・後期高齢者医療特別会計 【高齢者生きがい推進課】

制度内容、保険料の軽減、納付方法などについて広報紙に掲載し、啓発に努めた。生活習慣病等の早期発見と健康保持増進のため健康診査を実施の上、保健師による訪問指導等を行い医療費の適正化に努めている。

・公共下水道特別会計の改善 【下水道業務課】

「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額について下水道事業運営審議会に諮問し、適正な設定に努めている。

・水道事業会計の健全化 【経營業務課】

浄水場の包括的民間委託を実施し、施設の効率的運用を行っている。

・土地開発公社の健全化 【財産活用課】

先行取得事業として、用地取得や建物補償等において土地開発公社への委託により事業の円滑化を図っている。

・流山・相馬ふるさと振興公社の健全化 【コミュニティ課】

経営診断結果を基に相馬ユートピアの廃止を平成19年第4回定例会で決定し、平成20年3月末日をもって公社を解散した。

### ねらいに対する評価と課題

- ・公会計制度導入に合わせて財務4表の作成と開示を行い、市民に対し本市の財政状況と今後の見通しについて広報紙等により公表を行うなど、透明性の向上に努めることができた。引き続き本市の財政状況を市民にわかりやすく定期的に公表を行っていくためにも「財政白書」の公表が重要と認識している。
- ・市税、保険料、各種使用料の収納強化と納付者の利便性向上に向けて、部局を超えた検討会議を重ね、「コンビニ収納」の導入、「債権回収対策室」の設置といった具体的な体制を整えることができたので、今後は、拡大された納付機会についての市民への周知や効率的な徴収活動の推進が大きな課題となる。
- ・各特別会計、水道事業会計においては、今後もそれぞれの受益者、被保険者、利用者へ適切なサービス、給付、供給を行うと同時に公平な負担を求め、健全な運営を図っていく必要がある。

### 方針3 行政運営の効率性を高めます

～事務事業の見直し、公共施設等の有効活用～

## ねらい

- ・新たな社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するように、事業の検証を図る。
- ・積極的なアウトソーシングの推進や事務事業の見直しを行い、効率性や市民満足度向上を図る。
- ・公共施設は、必要性、利用目的、運営方法、コストなどの側面から見直しを行い、有効活用を図る。

## 改革項目ごとの取組み

### ・行政評価システムを活用した全事務事業の見直し 【行政改革推進課】

施策・個別施策管理シートを用いて各施策の1次評価、外部評価、2次評価を行い、評価結果を優先度評価会議で活用し、実施計画や予算に反映させている。平成21年度から「事務事業の廃止・見直し等検討」を実施し、予算編成の参考資料として活用している。

### ・入札等契約制度の改善 【財産活用課】

一般競争入札対象設計金額を段階的に引き下げた。平成17年度にそれまで対象金額を1億円以上としていたものを5,000万円以上に、平成18年度は、3,000万円以上に、平成19年度は1,000万円以上に、そして平成20年度からは130万円を超えるものとし、透明性と競争性の確保に努めている。

### ・電子入札制度の導入 【財産活用課】

県の電子調達システムを使用した電子入札制度を導入し、入札事務の効率化、入札参加事業者の拡大による競争化、入札の透明性・公正性の確保に努めている。

### ・アウトソーシングの推進 【行政改革推進課】

行政提案事業による事業者の募集、市民提案への応募案件の採択により、これまで30以上の事業についてアウトソーシングが行われている。

### ・市有財産の有効活用 【財産活用課】

将来の活用の可能性について検証を行い、随時市有財産の売却と貸付を実施している。

	[売却面積]	[貸付面積]
平成17年度	1,674.98㎡	11,372.07㎡
平成18年度	4,663.20㎡	12,792.66㎡
平成19年度	924.09㎡	16,463.06㎡
平成20年度	937.65㎡	10,644.37㎡
平成21年度	551.58㎡	9,548.23㎡

・公共施設等の有効活用 【企画政策課】

公共施設の管理運営を指定管理者制度により、人件費と維持管理費の削減に努めている。小山小学校・十太夫福祉会館の工事はPFI方式で実施し、建設費と維持管理費の削減に努めた。

・公共施設における指定管理者制度の導入 【企画政策課】

公共施設の管理運営を指定管理者制度により、人件費と維持管理費の削減に努めている。また、モニタリング制度に基づく検証を実施し、市民サービス向上に努めている。

・相馬ユートピアの管理運営の見直し 【コミュニティ課】

経営診断結果を基に相馬ユートピアの廃止を平成19年第4回定例会で決定した。

・市立幼稚園の見直し 【学校教育課】

市立幼稚園協議会の答申を踏まえて、東幼稚園は平成18年度末をもって廃園、流山幼稚園は平成22年末をもって廃園するなど統廃合に向けて見直しに努めている。

**ねらいに対する評価と課題**

- ・PDCAに基づく行政評価を実施し事業の改善に努めてきたが、今後は社会情勢の変化に対応できるよう事業の実施についての適切でスピーディーな見極めが必要となるので、「事務事業の廃止・見直し等の検討」を継続し、事業の存続、廃止、見直し、民間委託等についての判断に対し、外部有識者や市民の視点を取入れる仕組みの充実化が重要である。
- ・公共施設の運営にあたって指定管理者制度を導入するなど市民サービス向上に向けた取り組みに努めており引き続き継続するが、各施設とも老朽化が進行していることもあり、今後の施設の建設や建替え等にあたっては、PFI方式等によることも視野に入れて対応する必要がある。

**方針5 スリムな組織を目指します**

～組織改革・定員管理の適正化～

**ねらい**

- ・限られた財源のなか、最小の人員で高度化・多様化する行政需要に対して最大の効果をあげる仕組みを整備する。
- ・「公務員でなければ対応できない分野」「協働でできる分野」「市民が担う分野」を明確にし、市民によるサポートや民間活力の導入による職員数の適正化と適正配置を図る。

## 改革項目ごとの取組み

### ・総合計画の施策体系に沿った組織の編成【行政改革推進課】

「子どもの未来を育むまちづくり」「安心安全のまちづくり」など、前期基本計画下期5か年計画で位置づけた重点課題への取り組みとして、「子ども家庭部」「子ども家庭課」「安心安全課」など、組織の再編を実施した。

### ・庁内分権の推進【行政改革推進課】

「部局長の仕事と目標」や「課長の仕事」の作成により、職員の政策形成能力やマネジメント能力の向上を図った。

### ・柔軟でスリムな組織体制の整備【行政改革推進課】

総合計画の施策体系に沿った組織の構築と事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織の構築を念頭に組織編成を行ってきた。

### ・部局を超えた課題に対するプロジェクトチームの設置【行政改革推進課】

社会情勢等により部局を超えた新たな課題が発生した場合は、迅速に解決するために政策調整会議を随時開催し、必要に応じてプロジェクトを編成して対応する体制が整えられている。

### ・消防の広域化【消防総務課】

消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化に向けて、本市及び近隣市による新たな広域消防機関の構築について検討を進めている。

### ・債権回収対策室の設置【行政改革推進課】

回収困難な市税及び市税以外の未収債権の収納を扱う「債権回収対策室」の設置に向けて先進市視察をはじめ、組織部会、政策調整会議の開催により、平成22年4月1日からの設置に至った。

### ・審議会等の整理統廃合【行政改革推進課】

審議会等の設置目的、開催状況を精査し、役割が終了した審議会等の廃止や類似分野の審議会等の統廃合を行い、スリムな審議会運営の体制づくりに努めた。

### ・政策課題検討グループの設置【行政改革推進課】

毎年、若手・中堅職員によるプロジェクトチームを発足し、政策課題の検討活動を通じて、人材育成や職員の柔軟性向上を図っている。

### ・職員提案制度の充実【行政改革推進課】

平成20年度から、「職員提案制度実施要領」を改正し、簡易提案審査委員会を発足することで提案のスピーディな実現化に向けてのシステムを構築するとともに、

グループウェアによる提案応募機能の導入、過去の提案の電子閲覧化などの充実化を図った。

#### ・定員管理の適正化 【行政改革推進課】

消防隊の増隊、福祉部門の増強等、下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことにより、定員適正化計画との乖離が生じているが、今後は、将来人口推計、後期基本計画、職員の年齢構成を踏まえ、新たな定員適正化計画の策定を行う。

#### ねらいに対する評価と課題

- ・消防隊の増隊、福祉部門の増強などにより、現行の定員適正化計画では、全体として計画数との間で乖離が生じた。平成22年3月、後期基本計画や将来人口推計と現在の職員の年齢構成を踏まえた新たな定員適正化計画を策定した。
- ・新たな定員適正化計画を推進するためにも、事務事業の廃止・見直し等の検討会議の結果を参考に、事業の廃止、協働の推進、民間委託の整理を行い、スリムな組織編制に努めていく必要がある。
- ・債権回収対策室の設置など、各部局でかかえる特殊なスキルを必要とする案件に対しては、今後も集約化した組織を編成するなどして業務の効率的な実施を進める必要がある。

## 新たなプラン コンセプト2 市民参加による行政

### 前プラン（H17～21の総括）

#### 方針1 市民の力を活かします

～市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保～

#### ねらい

- ・市民と行政の連携による互いの英知や努力を結集していくための仕組みづくりを進める
- ・市民と行政の連携を強化し、互いの役割分担と連携・協働のルールを確立を進める
- ・市民と行政が正しい情報を共有し、市政の公正性と透明性を図る

#### 改革項目ごとの取組み

#### ・「市長への手紙」のデータベース化 【秘書広報課】

平成17年度以降の「市長への手紙」について分野別に整理したものを平成18年度から市ホームページにおいて公開し、以後四半期ごとに公表している。

・「自治基本条例」の制定 【企画政策課】

市民協議会が発足し、対話集会の開催、パブリックコメントの実施により市民の意見を取入れ、議会承認を経て平成21年度から施行している。

・パブリックコメント制度の導入 【企画政策課】

「パブリックコメント手続実施要綱」を制定（平成18年度）し、各課で実施開始し、実施予定案件の事前公表も実施している。

・審議会等委員の公募枠の拡大 【行政改革推進課】

法令に抵触しない範囲で公募委員枠を設けるよう設置条例の改正について要請し、毎年「審議会等の委員の選任等に関する指針」の徹底について周知することにより、委員選任にあたっての公募が定着化している。

・NPO等とのガイドラインの策定及び協働の促進 【コミュニティ課】

ガイドラインとして「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を策定（平成17年度）し、市民活動推進センターを開設するとともに、「市民活動団体公益事業補助金制度」を設け（平成18年度）現在は「協働まちづくりフォーラム」といったイベントや講座などの定期的開催が定着化した。

・「市民活動推進センター」の設置 【コミュニティ課】

市民活動の推進拠点として流山セントラルパーク駅前に「市民活動推進センター」をオープン（平成18年度）した。

・市民活動の支援 【コミュニティ課】

市民活動の活性化を図るため、ホームページを活用した情報発信やフォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座、意見交換会の開催により、ネットワーク機能を向上させた。

・市民公益活動支援制度の導入 【コミュニティ課】

公益性の高い事業を行なう団体に対しての「市民活動団体公益事業補助金事業」をスタート（平成18年度）し、毎年10事業前後を認定し、助成を行い、先駆的で創造的な公益活動を促進している。

・市民ボランティアとの連携 【コミュニティ課】

幅広い市民活動への促進を目的に、社会福祉協議会が継続的に実施しているボランティア養成講座（年1～4回開催）や市が行う協働まちづくりフォーラム（年2回前後開催）教育委員会との情報交換を実施している。

・ **タウンミーティングの拡充 【秘書広報課】**

平成17年度から、次年度予算や今後の施策展開などへの反映を目的にフリー方式、地区ごとにテーマを絞ったタウンミーティングの実施が定着している。

・ **外部評価制度の実施 【行政改革推進課】**

平成18年度から、総合計画の重点施策を中心に行政改革審議会による外部評価を実施し、最終的な評価結果に反映させている。

・ **議会や審議会等傍聴等制度の充実 【行政改革推進課】**

平成17年度から、個人情報保護等によって公開できないものを除いて、全ての審議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に則り会議を公開し、会議録の公表を行っている。

・ **情報公開制度の見直し 【総務課】**

情報公開開示請求の電子申請については、「流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、平成20年度から実施している。

また、文書管理システムについては、引き続き、費用対効果をも十分に見極めた上、その導入を検討する。

**ねらいに対する評価と課題**

- ・ 「自分たちのまちの課題は自分たちで解決する」という市民自治によるまちづくりを進めたための「自治基本条例」が制定されたこと自体が市民と行政の協働の礎が築けた証であり、また、策定のプロセスにおいても、パブリック・イン・ボルブメント、パブリック・コメント、タウンミーティング、審議会が活発に行われ市民の英知や力を結集する仕組みづくりができたことを認識している。
- ・ 市民活動推進センターといったハード面の整備、各種フォーラムやイベント並びに活動支援制度といったソフト面の整備により、市民活動の活性化及び協働についての成果が表れたところであり、今後も活発な市民活動が持続するためにも継続してソフトの充実、並びに協働に参加する市民が増加するための情報発信に努めることが重要と考える。
- ・ タウンミーティングへの参加者が固定化、減少化の傾向にあるので、周知の徹底を図るほか、設定テーマを開催地区ごとに特化した内容にするなど工夫を図っていくことが課題と考える。



**前プラン（H17～21の総括）**

**方針4 市民に役立つ職員を育てます**

～人材育成、人事・給与制度の見直し～

**ねらい**

- ・職員一人ひとりが、自ら考え行動する体質改革
- ・コスト意識、スピード意識、改革意識を高めるための育成
- ・年功序列型の給与体系を脱し、業務実績を重視した人事・給与制度の確立

**改革項目ごとの取組み**

・人材の確保と育成（人材育成と職員の意識改革） 【人材育成課】

採用試験については、共通試験の採用、民間人を含めた採用委員会の設置により公平性・透明性の向上に努めた。自治大学校派遣職員の内部研修講師としての登用等の実施。

人材育成については、経歴管理の有効活用とジョブローテーションによる能力向上を図る人事異動に努めている。

・職員研修制度の充実 【人材育成課】

自主研修、派遣研修、委託研修ともに毎年前年同等以上の実績を継続しており、特に自主研修においては、助成割合を増やすことで活性化を図っている。

・研修成果等発表の場の提供 【人材育成課】

研修課題研究事業のレポートについては、職員自らによるグループウェアでの公表が定着した。自治大学校派遣研修の成果報告についても、グループウェアで公表するとともに、庁議での発表の場を設けている。

・人事評価の実施 【人材育成課】

平成18年度から、課長相当職以上を対象に人事評価を実施し、勤勉手当に反映している。また、隔年で新任課長を対象に人事評価制度研修も実施している。

・管理職昇任制度の導入 【人材育成課（人事課）】

平成19年度から、課長昇任にあたっては、管理職研修を実施した後に論文記述式の評価、面接評価を昇任の判断材料としている。

・スペシャリスト職員の育成と複線型人事制度の導入 【人材育成課】

高度な専門知識と経験を必要とする業務に対応できるスペシャリストを養成するため、人事異動の中で配慮したい。

・希望降格制度の導入 【人材育成課】

平成17年度から職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難となった6級以上の職員が降格を申し出る「希望降格制度」を導入している。

・勤務体制の見直し 【人材育成課】

図書館、保育所、おおたかの森出張所については、勤務時間の割り振り変更により、施設の目的に即した利用時間や開館日の拡充を行い、市民の利便性向上に努めている。

・各種手当の見直し 【人材育成課】

平成17年度以降随時、住居手当、調整手当、特殊勤務手当について削減を行い、平成18年度末をもって日帰り旅費日当を廃止するなど人件費削減を図った。

・高齢層職員の昇給停止 【人材育成課】

平成19年度に、55歳昇給抑制を実施した。

・退職時昇給制度の見直し 【人材育成課】

平成19年度に、退職時特別昇給抑制を廃止した。

・職員福利厚生事業の見直し 【人材育成課】

従来型福利厚生事業にとらわれず、メタボリック対策、メンタルヘルスケアなど時勢に対応した福利厚生事業の充実を図っている。

・職員数の抑制 【行政改革推進課】

消防隊の増隊、福祉部門の増強等、下期5か年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことにより、定員適正化計画との乖離が生じたが、今後は、将来人口推計、後期基本計画、職員の年齢構成を踏まえ、新たな定員適正化計画の策定を行った。

・臨時職員等の活用 【人材育成課】

平成17年度から、臨時職員の配置に際しては、配置要望の精査及び効率的な配置の検討を行っている。

・嘱託職員の活用 【人材育成課】

平成20年度から嘱託職員を配置している。更に希望勤務機関等調査を実施し、希望を踏まえての異動も実施している。

・実務経験者の採用 【人材育成課】

平成17年度から、専門知識を有する民間人を任期付職員として任用し、現在も

その任用を継続している。(マーケティング課長ほか2職)

また、平成20年度からは、民間実務経験者の採用を推進するために、土木技師の採用年齢の上限を35歳に引き上げた。

### ねらいに対する評価と課題

- ・各種研修の実施により、個々の職員のコスト意識、スピード意識といった改革意識の向上が図られたが、今後は、限られた職員数で効率的に各事業を推進するために組織レベルでの意識向上を備えるための対応を進める必要がある。
- ・課長相当職に勤勉手当に対して反映される人事評価制度、課長級昇任制度を導入するなど、業務実績を重視した人事・給与制度を構築した。
- ・人事にかかる諸制度の一斉見直しとともに、各種昇給制度の廃止、各種手当や福利厚生事業の見直し、職員数の抑制により、副次的に人件費の抑制につながった。

## その他

### 前プラン(H17~21の総括)

#### 方針6 サービスを向上させます

～窓口サービスの向上・情報化の推進～

### ねらい

- ・利用する市民の視点に立ち、利便性や質の高いサービスの提供を図る。
- ・情報通信技術等の活用により、庁内業務の効率化を図るとともに、市民生活に必要で役立つ迅速な情報提供を図る

### 改革項目ごとの取組み

#### ・土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設 【企画政策課】

生涯学習施設や社会福祉施設に加え、おおたかの森出張所については、平成19年度から、勤務時間の割り振り変更により、施設の目的に即した利用時間や開館日の拡充を行い、市民の利便性向上に努めている。

#### ・出張所等におけるサービス機能の充実 【市民課】

出張所の統廃合による設置場所の変更をするとともに、全出張所において平成17年度から税証明の発行サービス、平成20年度から高額療養費の支給申請手続きを、また、おおたかの森出張所においては、平成19年度から税収納を開始するなど、取り扱い業務の拡大に努めている。

#### ・転入者相談機能の充実 【行政改革推進課】

転出入総合窓口については、設置する際のスペースの確保、設備の導入、スタッフの確保といった多くの課題があるため、平成21年度までのプランでは設置しないこととなったが、平成20年度のプロジェクトチームの研究内容を受けて、市民課窓口において「転出入者用チェックシート」を作成し、活用している。

・ 接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入 【行政改革推進課】

従来の接遇研修の実施に加え、平成18年度からは、「窓口サービスアンケート」を実施し、市民の生の声を窓口業務に活かし、サービスの向上に努めている。

・ 業務マニュアルの充実 【行政改革推進課】

係長相当職を対象に業務マニュアルの策定方法及び管理に関する「職務マニュアル研修」を実施し、円滑な業務執行に努めているほか、「庁内会議の効率化マニュアル」の周知を行い、効率的な会議の進行を図っている。

・ 市民の視点に立った庁舎レイアウトの見直し【行政改革推進課、財産活用課】

市民の利用頻度が高い窓口においては、取り扱い業務についての掲出を行うほか、情報公開コーナーと総務課、消費生活センターとコミュニティ課を隣接するなど、利用者に分かりやすい表示とレイアウトに努めた。

・ 受付業務の充実 【秘書広報課】

ロビーにおける立ち案内を実施するなど、来庁者が迷うことのないよう積極的な受付案内に努めている。

・ ホームページの多機能化 【行政改革推進課】

「Q&A コーナー」の設置、「図書館の蔵書検索・貸出サービス」へのリンク付け、電子メールによる「パブリックコメント意見募集」の実施のほか、「電子申請・届出サービス」など、市ホームページから提供可能な各種サービスの拡充に努めた。

・ 流山市情報化推進計画の推進 【行政改革推進課】

個人情報保護とセキュリティ対策に万全を期した、ITによる行政サービスの高度化や利便性の向上を計画的・総合的に推進するため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を効率的に活用し、計画の推進に努めている。

・ 施設予約システムの見直し 【行政改革推進課】

施設の料金体系の変更、利用料の減免等の変更に合わせたシステム修正を随時行ったほか、平成22年のシステムのリニューアルに向けて、市民の利便性向上のために利用者アンケート結果を反映した仕様書を作成した。

・ 窓口事務の電子化及び電子申請の推進 【行政改革推進課】

千葉県電子自治体運営協議会に参加して実施に向けての作業を行うとともに、条

例の整備を進め、平成20年度から、電子申請サービスを開始した。(平成21年12月時点で57種の手続きが可能)

・ 図書館情報の電子化 【図書・博物館】

千葉県立図書館の横断検索への接続により市内図書館での検索が可能となったほか、インターネットによる本市図書館の蔵書検索、貸し出し予約のサービスがスタートし、利便性の向上に努めた。

また、江戸川大学、東洋学園大学の各図書館と相互協力協定を締結することで、それぞれの図書利用者の利便性向上に努めた。

・ 情報セキュリティ対策の拡充 【行政改革推進課】

外部機関による本市ネットワークへの侵入テストを伴うセキュリティ外部監査を実施した。外部監査で指摘を受け、情報セキュリティポリシー及び各種要領の見直しを行うとともに、職員(臨時職員を含む)を対象に情報セキュリティ研修を実施している。

**ねらいに対する評価と課題**

- ・ 限られた財源、人員をもって多様化する市民ニーズに対応するために、休日や夜間における窓口開設、サービスの拡充について段階的に努めてきた。今後も利用者に対するアンケートを実施してサービスの改善に努める。
- ・ 行政情報の提供、施設の利用や図書の予約などの分野で着実に電子サービス化を進めてきたが、今後更に情報通信技術の発展と普及が進むため、各種サービスの電子化の拡充とともに、関係機関のサービスとの連携により、市民サービスの向上に努める必要がある。

～ 答申イメージ案 ～

平成22年12月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行財政改革審議会  
会 長 井上 菊夫

**新たな改革プランの策定について（答申）**

当審議会において、平成22年6月1日の諮問を受け、審議した結果を次のとおり答申する。

記

**コンセプト1「財政健全化と効率性の追求」**

<取り組みの視点と留意事項について>

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

**コンセプト2「市民参加による行政」**

<取り組みの視点と留意事項について>

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

**コンセプト3「職員の意識改革」**

<取り組みの視点と留意事項について>

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

答申書に個々の改革項目を盛り込むことを想定していません。

## 新しいプランによる行財政改革の取組みに係る意見書

委員氏名: \_\_\_\_\_

### 1. 「財政健全化と効率性の追求」 <取組みの視点と留意事項について>

<例> 将来に渡って、サービス提供を持続させる、安定的財政運営の確立を図りたい。  
・効果や必要性が低下している施策、事務事業及び、過剰な行政サービスについては、これまでの経緯にとらわれることなく見直しを徹底されたい。

### 2. 「市民参加による行政」 <取組みの視点と留意事項について>

<例> 市民が、気軽に参加・協働の機会を選択できるように、メニューの提示において工夫されたい。

### 3. 「職員の意識改革」 <取組みの視点と留意事項について>

<例> 市民のニーズに的確に答えたり、市民ニーズを先取りするなど、時代の変化に即応する人材の育成に主眼を置かれたい。

### 4. その他(総合意見)

**11月16日(火)までにメール、FAX又は郵送で送付してください。**

メール: keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp

FAX:04-7150-0111

郵送:〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市役所 行政改革推進課